




意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-54	ファクシミリ等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-50	全	電信用機器	
H3-510	全	電信機	
H3-520	全	模写電送機気	
H3-520A	全	模写電送機気(床置型)	
H3-520B	全	模写電送機気(卓上型)	
H3-521	全	模写伝送用送信機	
H3-522	全	模写伝送用受信機	
H4-3450	一	付加機能付きテレビ受像機	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H7-41	電話機		
H7-52	プリンター		
H7-53	複写機		
H7-721~723	表示機付き電子計算機等		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
ファクシミリ	写真電送機	データ表示機付ファクシミリ	
電話付ファクシミリ	電信機	テレックス	
テレプリンター			
定義			
<p>原稿を電気信号に変換して、電線、電話回線等のネットワークを通じて送信し、受信側で同様の操作を経て、情報を復原する機器。メール機能、ブラウジング機能等の通信機能を有するものを含む。</p> <p>また、手動のモルス信号器等から信号を発信し、電線、電話回線を通じて伝送して、受信側において信号を印刷物にして復原するものを含む。</p> <p>医療用のファクシミリ等は含まない。</p>			
A: その他(AA~AB除く)			
給紙トレイの無いものなど。	登録 1093652 ファクシミリ送受信機 		
H7-54(ファクシミリ等)に分類されるものは、A~ABのいずれかのDタームを必ず付与する。			
AA: 床置型			
給紙トレイが3段以上あるもの、脚部が付いたもの等	登録 1152841 ファクシミリ送受信機 	登録 1153301 電子複写機 	

AB: 卓上型
給紙トレイが2段までのもの

登録 1171371
ファクシミリ送受信機



登録 1171687
コピー、スキャナー、ファクシミリ機能付プリンター



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■ 電子計算機との関係 ■

- ・ファクシミリ機能及び通話機能を有するものは、H7-54(ファクシミリ等)
- ・電子計算機機能を主たる機能とし、ファクシミリ機能を有するものは、H7-722~725(表示機付き電子計算機)へ。フルキーを具備するものはテレプリンター、テレックス等を除き、電子計算機機能を主たる機能とみなす。

■ 複数の紙データ入出力機能を持つものの関係 ■

◎ 基本的に、主たる機能と形状に基づき分類する

- ・スキャナー機能のみのはH7-51(スキャナー)
- ・プリンター機能のみのはH7-52(プリンター)
- ・複写機能のみのはH7-53(複写機)
- ・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能を持つものは、H7-53(複写機)
- ・スキャナー及びプリンター機能についての記載がなく、複写機能を具備しているか否か不明のものについては、殆どの「スキャナー付きプリンター」が複写機能を具備するものであり、また、H7-52(プリンター)

よりもH7-53(複写機)に分類されているものの形状に近いことから、願書及び添付図面において特に複

写機能について言及されていなくても、複写機能を具備するものとみなし、H7-53(複写機)に分類する。

- ・ファクシミリ機能のみのはH7-54(ファクシミリ)
- ・プリンター機能、スキャナー機能、ファクシミリ機能を持つものは、H7-54(ファクシミリ)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

H7-54(ファクシミリ等)に分類されるものについては、A~ABのいずれかのDタームを必ず付与する。

過去に分類した物品の名称

ファクシミリ送信機	ファクシミリ受信機	